

議案第27号

三朝町過疎地域自立促進計画の一部変更について

三朝町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により準用される同条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年3月7日

三朝町長 吉田秀光

三朝町過疎地域自立促進計画の一部を次のように変更する。

計画中 2. の(3)の表を次のように改める。

自立促進区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
産業の振興	(8) 観光又はレクリエーション	三朝温泉観光拠点施設整備事業 (外国人旅行者案内の機能整備)	町
		ふるさと健康むら整備事業(1ha)	町
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	三朝町次世代農業担い手育成事業 内 容：本町の次代の農業生産を維持・活性化させるため、意欲ある新規参入者を育成するための農業塾を開設する。 必要性：農作物の栽培技術を継承し、農産物の生産・販売活動を通じて衰退する地域の活性化につなげる。 効 果：若年層や実年層における新規就農者の確保と荒廃農地対策を図ることができる。	町
		三朝温泉開湯850年記念事業 内 容：平成26年に三朝温泉開湯850年を迎えることから、この節目を観光PR等の好機と捉え、記念事業を実施する。 必要性：観光客の伸び悩みや観光消費額の減少等極めて厳しい状況にあることから、地域の活性化及び地域の魅力発信を行う必要がある。 効 果：三朝温泉ブランドにふさわしい温泉街の再生及び地域と連携した新たな観光のまちの創出が期待できる。	町
(10) その他	グリーンサービス出資金 (第三セクター 農業生産法人)	町	

計画中 3. の(3)の表を次のように改める。

自立促進区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1) 町道 道路	実光神倉線 法面改良 (10ヶ所)	町
		株湯線 道路改良 (L=100m W=4.0m)	町
		宮ノ谷線 道路改良 (L=100m W=6.75m)	町
		下河原荒尾・恋谷線 道路改良 (L=750m W=5.0m~7.0m)	町
	(1) 町道 橋梁	橋梁改良事業	町
	(2) 農道	小鹿農免農道 法面改良事業	町
	(3) 林道	林道若桜江府線 法面改良事業	町
		林道波関俵原線 法面改良事業	町
		林道福吉木地山線 法面改良事業	町
		林道南三朝線 法面改良事業	町
		県営林道開設事業負担金 波関俵原線 (L=14,360m) L=750m W=5.0m	県
	(5) 電気通信施設等情報化のための施設	防災行政無線整備 (防災コミュニケーションシステム)	町
	(6) 自動車	過疎バス対策車両購入	町
	(8) 道路整備機械	除雪機械の整備 (2t・4t・6t車)	町
スノーステーション整備		町	
歩道除雪機の整備 (30台)		町	
(10) 過疎地域自立促進特別事業	過疎バス対策事業 内 容：地域、NPOなどが実施する新たな地域交通の取り組みに対し活動資金を援助する。 必要性：年々増額する赤字バス路線補助金の抑制と公共交通の空白地域解消のため、活動の支援を行う必要がある。 効 果：地域の特性にあった交通システムを構築することにより、公共交通の空白地域解消と地域住民の利便性の向上を図ることができる。	町	

計画中 5. の(3)の表を次のように改める。

自立促進区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(4) 児童福祉施設 保育園	町立保育園改築 (三朝保育園・東保育園・竹田保育園)	町
		<p>外出支援サービス事業</p> <p>内 容：介護・支援を必要とする者に対し、自宅から医療機関を送迎するサービスを社会福祉法人等に委託する。</p> <p>必要性：今後、増加が予想される介護、独居の高齢者。その高齢者からの要請が多いサービスとして病院送迎を行う必要がある。</p> <p>効 果：住み慣れた地域で安心して暮らすことできる町へとつながり、里部集落への人口の流出を防ぐ</p>	町
	(7) 過疎地域自立促進特別事業	<p>過疎地域園児送迎事業</p> <p>内 容：遠距離等で園児の送迎が困難な保護者に対し、過疎集落から保育所を送迎する事業を運送業者に委託する。</p> <p>必要性：保育所の統合により送迎に支障のある家庭があることから、保護者の負担軽減を図るため送迎事業を実施する必要がある。</p> <p>効 果：保護者の負担軽減を図り、地域住民が子育てしやすい環境を整えることにより、過疎地域の福祉の向上及び定住化を図る。</p>	町

計画中 7. の(3)の表を次のように改める。

自立促進区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	
教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	西小学校施設整備事業	町	
	(3) 集会施設、体育施設等	賀茂地域拠点活動施設整備（子育てセンター併用）	賀茂地域拠点活動施設整備（子育てセンター併用）	町
		みささ村地域拠点活動施設整備（子育てセンター併用）	みささ村地域拠点活動施設整備（子育てセンター併用）	町
		社会体育施設整備（武道館・野球場・トレセン・テニスコート・町民プール・陸上競技場・多目的スポーツ広場）	社会体育施設整備（武道館・野球場・トレセン・テニスコート・町民プール・陸上競技場・多目的スポーツ広場）	町
		三朝町総合スポーツセンター施設整備（耐震化）	三朝町総合スポーツセンター施設整備（耐震化）	町
		三徳地域多目的集会施設等改修事業	三徳地域多目的集会施設等改修事業	町
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	国際感覚豊かな地域人材育成事業 内 容：姉妹都市提携を結ぶフランスラマルー・レ・バン町を始め、台湾石岡郷との派遣交流事業を行う。 必要性：グローバル化が急速に進む中であって、過疎地域であっても都市部に劣らない国際感覚を身に付ける必要がある。 効 果：国際交流を通じて、世界的視野を持つ次世代で活躍する人材を育成することができ、国際的な観光温泉地として活躍の場が期待できる。	町	

計画中事業計画（平成 22 年度から平成 27 年度） 過疎地域自立促進特別事業分の表を次のように改める。

自立促進区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体
産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	<p>三朝町次世代農業担い手育成事業 内 容：本町の次代の農業生産を維持・活性化させるため、意欲ある新規参入者を育成するための農業塾を開設する。 必要性：農作物の栽培技術を継承し、農産物の生産・販売活動を通じて衰退する地域の活性化につなげる。 効 果：若年層や実年層における新規就農者の確保と荒廃農地対策を図ることができる。</p>	町
		<p>三朝温泉開湯 850 年記念事業 内 容：平成 26 年に三朝温泉開湯 850 年を迎えることから、この節目を観光PR等の好機と捉え、記念事業を実施する。 必要性：観光客の伸び悩みや観光消費額の減少等極めて厳しい状況にあることから、地域の活性化及び地域の魅力発信を行う必要がある。 効 果：三朝温泉ブランドにふさわしい温泉街の再生及び地域と連携した新たな観光のまちの創出が期待できる。</p>	町
交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(10) 過疎地域自立促進特別事業	<p>過疎バス対策事業 内 容：地域、NPOなどが実施する新たな地域交通の取り組みに対し活動資金を援助する。 必要性：年々増額する赤字バス路線補助金の抑制と公共交通の空白地域解消のため、活動の支援を行う必要がある。 効 果：地域の特性にあった交通システムを構築することにより、公共交通の空白地域解消と地域住民の利便性の向上を図ることができる。</p>	町
高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(7) 過疎地域自立促進特別事業	<p>外出支援サービス事業 内 容：介護・支援を必要とする者に対し、自宅から医療機関を送迎するサービスを社会福祉法人等に委託する。 必要性：今後、増加が予想される介護、独居の高齢者。その高齢者からの要請が多いサービスとして病院送迎を行う必要がある。 効 果：住み慣れた地域で安心して暮らすことできる町へとつながり、里部集落への人口の流出を防ぐ</p>	町

		<p>過疎地域園児送迎事業</p> <p>内 容：遠距離等で園児の送迎が困難な保護者に対し、過疎集落から保育所を送迎する事業を運送業者に委託する。</p> <p>必要性：保育所の統合により送迎に支障のある家庭があることから、保護者の負担軽減を図るため送迎事業を実施する必要がある。</p> <p>効 果：保護者の負担軽減を図り、地域住民が子育てしやすい環境を整えることにより、過疎地域の福祉の向上及び定住化を図る。</p>	町
教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	<p>国際感覚豊かな地域人材育成事業</p> <p>内 容：姉妹都市提携を結ぶフランスラマルー・レ・バン町を始め、台湾石岡郷との派遣交流事業を行う。</p> <p>必要性：グローバル化が急速に進む中であって、過疎地域であっても都市部に劣らない国際感覚を身に付ける必要がある。</p> <p>効 果：国際交流を通じて、世界的視野を持つ次世代で活躍する人材を育成することができ、国際的な観光温泉地として活躍の場が期待できる。</p>	町
地域文化の振興等	(2) 過疎地域自立促進特別事業	<p>世界遺産登録運動支援</p> <p>内 容：世界遺産登録を目指す三徳山。その登録運動に向けた活動に対し支援を行う。</p> <p>必要性：貴重な文化遺産である国宝投入堂等を保存し、後世に伝えるため、その手段の1つとして世界遺産登録を目指す。</p> <p>効 果：三徳山が世界的に価値のある遺産として証明され、誇れる地域の文化遺産として、保全と活用運動の輪がさらに広がる。</p>	町
その他地域の自立促進に関し必要な事項	過疎地域自立促進特別事業	<p>地域・集落協働活性化事業</p> <p>内 容：広域的地域運営組織が抱える様々な問題の解決や地域振興を目的とした活動に対し支援を行う。</p> <p>必要性：高齢化を進む中山間地域において、集落単体の自治活動が困難な状況にある。広域的な地域連携により地域、集落の抱える問題解決と地域活性化を図る必要がある。</p> <p>効 果：地域が抱える様々な問題解決、地域振興事業を行うことにより活力ある地域をつくることができる。</p>	町